

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を「プッシュ型」で給付する。

1. 対象者

- ① 基準日において世帯全員の令和3年度分又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)

※1 ①②ともに、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

※2 基準日は、令和3年度住民税非課税世帯は令和3年12月10日、令和4年度住民税非課税世帯は令和4年6月1日。

2. 給付額

1世帯当たり10万円

3. 実施主体

市町村(特別区を含む)

4. 予算措置額合計

15,377億円

・令和3年度第1次補正予算:14,323億円
・令和3年度新型コロナウイルス感染症
対策予備費(3/25):1,054億円

※全額国庫負担(実施にかかる事務費を含む)

5. 給付時期

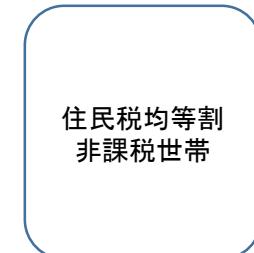
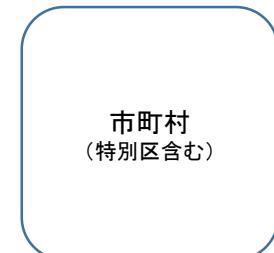
準備が整った市町村から、出来るだけ速やかに開始

6. 申請期限

- ①については、市町村における確認書の発行から3ヶ月以内
- ②については、令和4年9月30日

7. 事業スキーム(イメージ)

《上記①の場合のイメージであり、②の場合は対象者の申請に基づき給付。》



※1 本給付金は公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定し、マイナンバーを活用した管理や課税情報等の確認を可能にする。

※2 市町村の状況に応じ、特別定額給付金の際の口座情報を活用した簡易な手続き(口座番号等の記載不要)を可能にする。

※3 「住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯でないこと」、「振込先口座番号」を確認して返送。

支給対象者及び支給実施自治体

1. 支給対象者の所得要件 (①または②のいずれかに該当すること)

プッシュ型

要申請

① 令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯	同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない世帯又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されている世帯
② 令和4年1月以降の家計急変世帯	上記①に該当する者以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和4年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）

※1 ①及び②に関わらず、市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、所得要件を満たさないものとする。

※2 生活保護世帯については①に含む（給付金は収入認定除外とする）。

※3 ②には、令和3年中の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変が令和4年1月以降も継続し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる場合も含む。

2. 支給実施自治体

- 令和3年度住民税非課税世帯：基準日（令和3年12月10日）時点で住民基本台帳に記録されている市町村
- 令和4年度住民税非課税世帯：基準日（令和4年6月1日）時点で住民基本台帳に記録されている市町村
- 家計急変世帯：申請時点の住所地市町村

※1 DV等避難者、虐待等による児童福祉法等の措置入所者で、現在の居住地（措置先）に住民票を移していない場合は、独立した世帯とみなして所得要件を満たす場合には、居住地市町村・施設所在市町村等における給付対象とする。

※2 ホームレス等で、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、居住市町村において住民基本台帳に記録されたときは、当該居住市町村において申請・給付対象者とする。

「家計急変世帯」の該当基準と判定方法について

該当基準

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと
- ② 令和4年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税（均等割）非課税（相当）水準以下であること

判定方法のイメージ

※表は、生活保護級地区分1級地（東京都区部等）の給与所得者の例です。（非課税相当水準であるかは世帯員全員それぞれ判定）
非課税相当限度額は、市区町村ごとに異なりますので、適用される限度額は、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円以下	45.0万円以下
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円以下	101.0万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円以下	136.0万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円以下	171.0万円以下
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円以下	206.0万円以下
障害者、寡婦、ひとり親、未成人の場合	204.4万円未満	135.0万円以下

※障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合に該当する世帯は、右欄の額を適用。これを超えた場合には、その上の表を適用

(参考) 非課税（相当）限度額の考え方 ※生活保護級地区分1級地の場合
 ○所得額ベース 35万円×世帯人数（注）+10万円+21万円（※単身又は扶養親族がない場合は45万円）
 ○収入額ベース 所得ベース限度額+給与所得控除額
 (注)世帯人数は、申請者本人、同一生計配偶者および扶養親族（16歳未満の者も含む）の合計人数
 ※税法上の扶養に入る条件は、所得金額48万円以下（給与収入103万円以下）

(具体的な取扱い)

①所得(収入)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年1月以降令和4年9月までの任意の1か月の収入により経済状態を推定 ・収入の種類は給与、事業、不動産、年金 ※非課税の公的年金等収入（遺族年金など）は含まない ・収入では要件を満たさない場合、1年間の所得でも判定できるようにする。
②判定対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの収入（所得）について判定
③世帯の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時点における状況で判定 ※一度給付を受けた世帯は対象外。 ※令和4年6月2日以降の同一住所における世帯分離は同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合は、もう一方の世帯への支給は認めない。